

橿原市廃棄物減量等推進審議会 議事録

会 議 名	平成 27 年度第四回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 28 年 3 月 1 日（火） 午後 1：30～3：00（約 1 時間 30 分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3 階 研修室
出席委員	川上委員（会長）、米田委員（副会長）、堀野委員（職務代理）、鶴田委員、小西委員、中上委員、北委員、葛井委員、川口委員、中井委員、米川委員、吉原委員、榎谷委員、中村委員 以上 14 名
欠席委員	森本委員、高橋委員、北吉委員、西尾委員 以上 4 名
事 務 局	生活環境部：北嶋部長、松本統括専門官、塩野副部長、中垣副部長 環境企画課：高橋課長補佐、山下統括調整員、梶井主査 クリーンセンター業務課：奥田課長、中島課長補佐 環境保全課：加藤課長、見杉主事 環境衛生課：小山課長
次 第	1. 開会 2. 委員紹介 3. 報告事項 （1）第三回審議会議事録の確認 4. 審議 （1）市民の意見聴取結果について （2）一次答申（案）について （3）今後の予定について 5. 確認事項 次回審議会の開催日程について 6. 閉会 （配布資料） 平成 27 年度第四回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 【資料 1】 ごみの減量等に関するアンケート調査報告書 【資料 2】 一次答申（案）について
傍聴者数	2 人 （傍聴定員 10 人）
担当部署 （事務局）	生活環境部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2（クリーンセンターかしはら） TEL：0744-27-7757／FAX：0744-27-7753

発言者	内容
事務局（山下）	○ 開会 では、只今より平成 27 年度第四回樫原市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。 本日の審議会は、お手元の次第、また前方のスクリーンにもございますとおり、市民の意見聴取結果と一次答申（案）等の議題について、審議を行ってまいりますので、宜しくお願いいたします。 本日は、過半数以上の出席となりますので、条例施行規則の第 2 条の 4 の規定に基づき、定足数を満たし、審議会が成立することをご報告いたします。また、前回同様に議事録作成のため、録音させていただきますので予めご了承願います。 それでは、審議会の開会にあたりまして、川上会長より一言ご挨拶を頂きます。
川上会長	○ 会長挨拶 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。本日の第四回審議会、年度末を控えまして、皆様何かとご多忙の中、また本日は思いがけず寒風吹き荒んでおりますが、そういう中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 顧みますと、昨年 7 月に当審議会第一回の会議を開きまして、今回、第四回目を数えることになりました。その間におきましては、市民アンケート、地区別説明会、こういう風なものも行政当局のほうで執り行っていたいただきました。そういうものを含め、過去三回に亘る、本審議会における、委員の皆様方の活発なご意見等を総合的に纏め上げた、第一次答申案をご審議いただくことになった次第でございます。 言うなれば、過去の様々な取組、審議会における慎重な審議、その第一段階の集大成ということになろうかと存じます。そういうことでございまして、本日はひとつの大きな区切りの審議会になろうかと存じております。何卒よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げまして、開会にあたっての、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局（山下）	ありがとうございました。
事務局（山下）	○ 委員紹介 次第 2 の委員紹介につきましては、本日ご紹介予定の西尾委員が欠席さ

	れておりますので、次第３へと進めさせていただきます。 ○ 報告事項 それでは、次第３の事務局からの報告事項といたしまして、第三回審議会の議事録について確認をさせていただきます。 冊子の末尾に「第三回審議会の議事録（案）」をご用意させていただいております。こちらの内容で議事を確定させていただいてよろしいでしょうか。
事務局（山下）	
委員	【異議なし】
事務局（山下）	それでは、第三回審議会の議事録をこの内容で確定し、本市のホームページ等を通じた公開の手続きを進めさせていただきます。 事務局からの報告事項は以上とさせていただきます。よろしければ、次第４の審議より、川上会長、進行をお願いいたします。
川上会長	○ 審議 それでは皆様方のお手元にお配りいただいております次第に基づきまして、議事を進めて参りたいと存じます。
川上会長	○ 【議事１】市民の意見聴取結果について まず、議事１「市民の意見聴取結果」、市民アンケートの結果について事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（中島・奥田）	【資料１ 説明】
川上会長	ありがとうございました。 ただいま行政当局の方から、文書による市民アンケート、それから地区別説明会の概要・結果についてご報告いただきました。地区別説明会については、それぞれの地域の自治会長さん、その開催について、色々と骨折りをいただきまして、改めまして厚くお礼申し上げます。 ただいまの二つの取組について、ご意見、またご質問がございましたら、どうぞ、よろしくお願いいたします。
北委員	市民アンケートの１０ページですね、粗大ごみの有料化についてのグラフ等まとめてございます。で、このグラフを見ますと、「あまり思わない」が３７.１％、「全く思わない」が１９.６％で、有料化については批判的

	という回答が56.7%あると。ですからこのところは、表現上の問題ですけれども、「大に思う」「少し思う」など一定の理解を示す割合がある、一方では「全く思わない」は約2割であるという表現がされていますけれども、素直にグラフを読めば、やっぱり有料化については、「あまり思わない」「全く思わない」が半数以上あるわけですから、これをそのまま表現しておいたほうがよいのではないかなと。また一次答申でも同じ表現をされているのですけれども、やっぱり有料化について、市民の理解を時間をかけて求めていくということが必要だろうと思いますので、私個人的には、有料化反対ということではないのですけれども、市民の意見としてこのところは半数以上の方が、有料化についてはそうは思わないということをおっしゃっておられる以上は、答申の中でもこのところはそういう表現にされて、その理解を得るために、市側としても十分説明する機会を設けていくという形でないと、表現が悪いのですけれども、ごまかしたようなグラフの見方になっているんじゃないかなという感じを受けましたので発言しました。
川上会長	はい、ありがとうございました。はいどうぞ、当局、今のご見解について。
事務局（松本）	統括専門官の松本でございます。よろしくお願いいたします。 今、北委員さんのおっしゃった意味合い、よくわかります。我々もまとめ方をどういう風にしようかなとかなり悩んでいます。ただ、この「あまり思わない」というものの解釈がどうなのかというのがございまして、全く否定的ではないだろうと事務局では考えさせていただいております。ある程度理解するけれどもちょっと、といったところかなと。「全く思わない」は反対という解釈でいいのかなというので、ここに出てきています一次答申（案）の中でもそういう表現をさせていただいているところですので。そういう解釈を事務局のほうではさせていただきましたということで、ご理解いただきたいと思います。
川上会長	はい、他にご意見ご質問あればどうぞお願いいたします。 それでは、こういう結果というものは先程私冒頭に申し上げましたように、最終的に一次答申（案）に絞り込まれていくと、反映されていくということでございますので、一応市民アンケート、それから地区別説明会、この2つの取組についての結果報告についてはこれで終わらせていただいて、次の一次答申（案）、冒頭申しましたように、こういうものも総合的に勘案しながら、集大成というものとしての、一次答申（案）に

川上会長	なろうかと存じます。これについて審議に入りたいと思います。 ○ 【議事2】一次答申（案）について お手元には既に案として資料をお配りいただいておりますが、当局の方から内容の説明をお願いいたします。
事務局（塩野・奥田）	【資料2 説明】
川上会長	ありがとうございました。 お手元にはペーパーとして一次答申（案）をお配りいただいておりますので、お目をお通しいただいていることと存じますが、そのエッセンスといいますか、それを説明していただきました。ただいまの説明について、ご意見、またご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。 この資料でいきますと、頭のほうから6ページまでは、いままでの本審議会におけるいろんな調査資料を出し、説明、または色々ご質問をいただいたのですが、そういう風なもののまとめと考えてよいかと存じます。7ページ以降は新しい収集体制の構築についての一次答申としての内容でございますね。7、8、9、10、そういうことになるかと思えます。ご意見ご質問、どうぞ。
榊谷委員	すいません榊谷です。少しご説明していただけるか教えていただきたいと思えます。 まず地区別の説明の中で、収集体制の見直しがずっと並んでおります。この中で集合住宅や狭あい地区でも、玄関先などの戸別収集に応じるべきであろうと書いてあります。で、その下、粗大ごみのリクエスト収集についても、リクエスト収集は、具体的な仕組み、それから有料化の目的や詳細な料金体系を知りたいと。これは、今までの地区別説明会でそういう意見がでています。そして、こちらのほうで基本方針を出されて、7ページの（2）の方なのですが、①収集体系の方で抜粋して読ませていただきますと、戸別収集の対象品目を拡充するなど、社会ニーズにうんぬんでずっと行きまして、3行目、なお、集合住宅や狭い地区についても各自治会や管理組合等と協議により、地域特性に応じた排出特性を定めるべきであると、ここにはそういう風に書かれてあるんですよ。そして8ページをめくっていただいて、8ページの中ほど、今度は粗大ごみのリクエスト収集について、中ほどの方に書いてあることは、市民の事前の申し込みなどにより、対象となるごみを軒先や管理敷地内の道路

	に面した場所等で収集する申告方式による戸別収集の導入を進めていくことが必要であると考え、という風に書かれています。で、リクエスト方式の粗大ごみはこうであって、一般家庭ごみについては、先程7ページのように地域特性に応じた排出方法を考えると、こう掲げているんですね。で、粗大ごみはリクエスト方式で同じく料金を取るということになったときに、この文面で、私は理解できないと思います。どうして7ページと同じ文面がここに入っていないのでしょうか。どうしてこういう敷地内の道路にとか、特定した文面になってくるのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。
事務局（松本）	統括専門官の松本です。榊谷委員さんのご質問ですが、7ページの①と②で、変わっていつているんじゃないかなというような内容かと思うんですが、それにお答えさせていただきます。 ①については、7ページの真ん中の括弧の中にある基本方針の中で、収集体系全般を見直すということを掲げさせていただいております。その中で、この見直しというのは、有害ごみであったり、不燃ごみであったり、今まで拠点に出してもらっていたものを戸別にするという体系の見直しということで書いてあると解釈しております。で、そこで狭あい地区や集合住宅についてのコメントが載っているわけなのですが、これについては地域特性に応じた排出方法を検討していこうと。 ②については、粗大ごみについてなんですけれども、答申の2番目に書いてある、粗大ごみについては、ごみの減量・資源化うんぬんということで、有料による申告方式の戸別収集を導入するという風に、特に変化の大きいところを述べていると考えてもらって結構です。 それと委員が指摘された文章の内容の中の、管理敷地内の道路に面した場所等で収集する申告方式、というのはこれは原則としてそうやりたいが、やはり基本的には①の自治会あるいは管理組合と、集合住宅や狭あい地区については、それぞれ検討して参りたいというような思いで書いております。要は①が優先して②があると。
榊谷委員	そうですね。そのような話でしたね。従来ずっとその話で、私の方から何回か念を押させていただいたと思います。それですので、そしたらここには地域特性に応じた排出方法とか、何かこう、書き方を変えていただかないと、このままでいくとこのままの状態になってしまいます。このままの状態です。ここには何もそういう言葉がはいってないんです。ここには対象となるごみを軒先や管理敷地内の道路に面した場所、ここにちゃんと道路に面したなんて細かく書いてあるんです。道路に面した場所等で収集する、という風に戸別収集の導入を進めてい

	くことが必要である、と。こういう風に書いていただいていますので、同じくこの辺は地域特性に応じた排出方法という風に、幅広く書いてもらえば、色々とまた後で、そういう風なことで、地域特性に応じてああやこうやというような協議は、ほぼほぼ地域でできると思うんです。こういう書き方にはめ込まれると、その方法から離れられないような印象を受けます。ですので、そこは①のような物の言い回し方に変えて頂ければありがたいなと。そうすると、地域で、また各地区や、その辺で話し合いができるのではないかなと、そのように思うのですが。
事務局（松本）	特に反論するわけではないのですけれども、ここに管理敷地内に面した場所「等」とありますので、この「等」で私はいけるんじゃないかと。それから、榊谷委員さんがおっしゃったことは、より具体的にリピートして書いておいたほうが、今後のいろんなことになるんじゃないかと。
榊谷委員	いろいろ話し合いができるんじゃないかなと。
事務局（松本）	我々としては「等」で、ずっと流してしまったというのは確かなことです。意味合いはそういうことなんです。委員がずっとおっしゃっているように。
榊谷委員	できれば変えていただければありがたいと。「等」っていう言葉じゃなく、①のように、各自治会や管理組合との協議により、地域特性に応じた排出方法を定めるべきである、という風にしていいただければ、色々と各地域で話し合いができるように思うんです。で、こちらのほうの言い回しであつたら、ここから離れても、話はそれ以上の話し合いはできない。そのように思うんですが。できれば①と同じような文章にしていいただければありがたいなと。私これの間ずっと読ませていただいて、そこが一番ひっかりました。他は非常に色々のご苦労していただけていると思います。
川上会長	ただいまの件、これは当審議会でも既に委員の方から、要望事項として出されておる問題ですね。おそらくこの原文の作成過程において、①は全体としての体系を言うので、②はその総論の中の各論になるので、あえて同じことを書く必要がないということで省略したのだらうと思います。けれども、今の委員のご指摘は私ももっともだと思うんですね。やはり粗大ごみについて、リクエスト方式による収集体系の見直しというのが一次答申の目玉ですので。そこは今、委員のご指摘のような趣旨を、②のリクエスト収集にも付け加えるということで修正をしたいと思いま

	す。
梶谷委員	ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。
川上会長	これは実態的には何も問題はありませんので、念のためにということで、そういうことにしましょう。
事務局（松本）	ありがとうございます。考え方的一种だと思いますけれども、やはりここに明示をすると。
梶谷委員	やっぱり文章に残すということは大事ですので。よろしく願いいたします。
川上会長	そういうことで、取り扱いをいたします。 はいどうぞ。
北委員	8ページの②の下から3行目。有料化については円滑な制度導入のため、市民の負担感・受容性への配慮が必要であると。で、樫原市においては家庭系・事業系の各実態に即した適正な費用負担の在り方について、今後とも慎重に調査・検討していきますということですが、これは家庭系と事業系ごみについて有料化になった場合に、価格体系を変えるという理解でよろしいでしょうか。前段で2ページのところに家庭系ごみについては、これは粗大ごみじゃないんですけれども、減少傾向にあると。事業系ごみは全国を上回っていると。そのところのごみの減量化に手をつけたいと、いう読み方ができると思うんですが、この表現では、2段階ということでお考えになっていると理解してよろしいですか。
事務局（松本）	松本でございます。今、北委員さんがおっしゃるような解釈でいいと考えております。ただ、もう少し将来に亘っては、事業系あるいは家庭系の有料化については、今後、慎重に調査をして検討しなければならない時期が来るのではないかなと、そういうふうに思っております。
川上会長	ただいまのご指摘は、あくまでも粗大ごみについて、料金体系をどのように構築していくのかということに限定して考えるべきですね。だからごみ全体に関わる有料制度の在り方についてということは、この②の中で考えるべき課題ではないですね。それはもう明確にしておきたいと思えます。だから、先程も市民の意見聴取の段階でもご指摘がございまし

	たけれども、やはり市民の皆様への十分な理解、それを図るための取組の要請があるというのは明確なところでありますので、それを具体的にどういう料金制度にするかということについて、やはり慎重に調査・検討また周知徹底、その趣旨、必要性を、それをしなければならぬということですね。だからこれはあくまでも粗大ごみのリクエスト収集に伴うものということで理解していただきたい。だから誤解があるとすれば、これは粗大ごみだという文言を付け加えなくちゃいかんですね。全体のごみの料金体系についてここで言及しておると、受け取られてはいけないと思うんですね。その点の誤解のないようにしないといかんと。ということでもいいんじゃないですか、どうですか。そこまでの言及はここではすべきではないです。審議会としてはそこまでの答申はできないですね、現段階では。
北委員	そしたらこの、「樫原市」から「ついて」までを外したほうがわかりやすいでしょう。みなさんね。
川上会長	市において十分検討が必要であるということですね。
北委員	ええ、必要であると。で、今後とも慎重に調査・検討されたいと。中途半端に家庭系・事業系ごみの各実体に即したうんぬんというのは。
川上会長	これは粗大ごみについても家庭系と事業系という分別はあるわけでしょう。そういうことでしょう。
事務局（塩野）	生活環境部副部長の塩野でございます。 今、会長がおっしゃいましたように、粗大ごみの中で、家庭系の料金と事業系のごみの料金は違います。今現状は家庭系の粗大ごみは拠点で無料回収しております。で、家庭の中では直接リサイクル館に持ち込まれる方もおられます。そのときには100kgまでは無料の料金体系をとっております。で、100kgを超えましたら、10kgあたり103円の料金をいただいていると。また事業系一般廃棄物というのもありまして、それについてもリサイクル館へ搬入されます。その部分につきましては、家庭系と違ひまして、100kg以下の無料のところはございません。10kgあたり133円の料金を徴収しております。今は北委員さんや会長の方からおっしゃられました、ここの実態に即した適正な費用負担の在り方について、当然、リクエスト収集の中で有料化を行っていく中で、リサイクル館へ持ち込まれるときの料金について、今は100kgまでは無料というのがありますけれども、その辺はリクエスト

	収集の単価、今後検討する必要がありますけれども、それと直接リサイクル館に持ち込まれたときの単価、料金というのは、区別が必要になってきます。また、事業系の一般廃棄物がリサイクル館に持ち込まれた場合の費用も、破碎等の処理経費がかかってきますので、その辺の現状に即した適正な費用というのを、今後検討する必要があるというところですので、ここに書くのもよいし、今後の検討へ入れるというのもひとつの案かも知れませんので、その辺またご審議いただければと思います。
川上会長	この答申は3段論法になっているわけですね。まず基本方針が7ページにあって、基本方針に基づく具体的な取組として①②③があると。それから今後の検討課題と。この3本立てなんですね。だから、基本方針に基づく具体的な取組については、これは一次答申としては粗大ごみについて言及しておると、こういうことなんです。だから今おっしゃったように、一般のごみに触れるとするならば、(3)の今後の検討課題の問題、そのこの区別を明確にしておかないと、これは焦点がぼけてしまいます。だから粗大ごみのリクエスト収集に併せて新たに導入する、粗大ごみについて、この実態に即した適正な費用負担の在り方について検討するんだということに。この②の場合では、それに留めておかないといかんです。だから、一般ごみについても必要であれば検討するということであれば、9ページの今後の検討課題で触れると、こういう住み分けが必要ですね。それはもうご指摘のとおりで、それでよろしいですか。当局どうですか、差し支えないでしょう。だから、樫原市においてはこれを粗大ごみに限定するというところに、誤解を招かないように、粗大ごみに限定した適正な費用負担について検討するんだということについて、もうちょっと文章を変える必要がありますね。だからこれは「今後とも」という表現はもう取るべきで、これはただちに調査検討しなければならない、ということですね。だから、一次答申段階では、リクエスト収集に伴って粗大ごみの有料化はやるというけれども、その中身についてはこの答申には言及しておりませんのでね。次の答申に向けて、具体的な料金の在り方、粗大ごみについてですよ、ただちに検討しなくちゃいかんということですね。それ以外にさらにご指摘があったような関連する事項が当然出てきますので、一般のごみについても、家庭系・事業家のごみの実態に即した在り方についての検討は必要なんですね。それは、だから(3)のほうへ必要であれば記述すると、こういう区分けでいきましょと。よろしいですか。
事務局（松本）	すいません。8ページのところの「樫原市においては」の間に「粗大ごみ」という言葉を入れさせていただいたら全てはつきりすることができます。

	るんじゃないかなと思うんですけども。 今、会長の方からおっしゃられた、ごみ全般のことについては、9ページの①から③のいずれか、または8ページの②の終わりぐらいに付け加えたらいいのではないかと考えておりますが、いかがでございますか。 新たに④を立ち上げてもいいのかなと思いますけれども。
川上会長	この原文はあくまでも一般ごみについて言及しておるんですね。だからそれは適当ではないということを言っておるわけなんです。そこまで議論を広げることは適当ではない、一次答申ではね。あくまで②は粗大ごみに限定して考えるべきだという考え方なんですよ。そうしないと混乱しますね。
事務局（松本）	それでは今、会長がおっしゃったように、文章を訂正させていただきます。
川上会長	ええ、ちょっとこの文章の表現を変えないといかんですね。誤解を招くようなことがあってはいかんと。よろしいですか。 だから、②のところで、「粗大ごみの有料化を導入することが有効な施策と考える。」の次のところへ、実態に即した適正な費用負担の在り方について検討するんだ、というこへ入れるということでしょうね。まあ、ちょっと考えさせてください、それはね。 他にご意見どうぞ。
中井委員	9ページの③ですけども、排出困難者、生活保護世帯等への支援のところでございますが、「高齢者・障がい者などの排出困難者、生活保護世帯等への支援策についても」と書いてありますが「ついては」の方がいいんじゃないだろうか。「も」というのはついででございます。 「地域の民生委員や自治会ボランティア」、ここで「自治会及び関連するボランティア」。自治会がボランティアに変更されて自治会の中でボランティアをする人を選んでいるような感じしますからね。自治会が重要なポストに置くということ。「民生委員や、自治会及び関連するボランティア」まあ、関連はいいですけどもボランティアも結構です。 「行政における福祉部門とも連携しながら、地域の実情に即した施策を模索し、将来にわたって多様なニーズに対する」うんぬんと。まあこういう方法もいかがかと思えます。
川上会長	はい、ありがとうございました。はい、どうぞご意見を、行政おっしゃ

委員	ってください。 よろしいですか。ただ今の委員のご意見は私も必要なものだと考えます。ご趣旨のとおり修正するよう取り計らってください。よろしいですか。 他にどうぞ。 特にございませんか。 それでは皆様、貴重なご意見を出していただきました。要するに、3点ですね。委員のご提言に基づきまして、所要の修正を行うということで審議会としては決めさせていただきたいと思います。 それで、今後の審議会の日程とも関連するのですが、本一次答申（案）、ただ今の3点について、所要の修正を行うことを前提として、委員の皆様、賛同いただけますでしょうか。異議ございませんか。 【異議なし】
川上会長	それではそのようにさせていただきます。皆様の貴重な意見を盛り込みながら、一次答申としてまとめることができたのではないかと思います。改めてお礼を申し上げます。
川上会長	○ 【議事3】今後の予定について それでは、その次の「今後の予定について」事務局より説明をお願いします。
事務局（塩野）	大変、貴重なご意見ありがとうございます。また、昨年7月から本日まで、4回の審議会における貴重なご意見、慎重なご審議につきまして、改めましてお礼申し上げます。本日、諮問事項でありました、ごみ減量・資源化に向けた今後の施策につきまして、その中での基本方針であります、先程7ページの部分にありました、多様なニーズに対応した収集体制の構築を含めた一次答申、修正、会長の方から3点ありました。8ページの②のリクエスト収集の中に、地域特性に応じた排出方法を定めるという文言を入れる。2つ目が同じく8ページの②の下から2行目の、樫原市においては家庭系・事業系ごみの各実体に即した適正な費用負担の在り方について、今後とも慎重に調査・検討されたい、という項目を修正する。また、3点目として、9ページの③の排出困難者、生活保護世帯等への支援として、中井委員がおっしゃいました地域の民生委員や、自治会及び関連するボランティアというところと地域の実態に即したというような部分を新たに修正させていただきまして、答申（案）を答申

	として取りまとめさせていただきます。 今後の答申のスケジュールにつきまして、本日ご審議していただきました内容につきまして修正をさせていただきます。
川上会長	それで、その３点を修正するんですけども、それはひとつ、私も内容を十分精査いたしますので、改めて審議会を開くということは皆様方のご多忙かと思しますので、それを省略させていただいて、３点の修正をしたものについて、改めて最終の修正案を皆様にお届けをすると。そこでもしご意見があれば、当局のほうへご連絡をいただくと。そういうことで進めさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。 それではそういうことで、まあ持ち回り審議会といっってはオーバーですけども、文書で確認をしていただくと。もし意見があれば、その際に、他でも気付かれたことがあれば遠慮なくおっしゃっていただいて結構かと思うんですね。他にもまた目を通していただいて、ちょっとここはという点があれば、またご連絡いただければと。これは何も堅苦しく考える必要はないので、随時皆様方の意見を盛り込みながら、より良いものに仕上げていきたいと思っておりますので、そこは遠慮なしに、もしあれば併せて意見をいっていただくと、そういう運びにさせていただきたいと思います。
葛井委員	ちょっとね、持ち回りするって。ということは、もう審議会は当面しないということ。審議会をカットして持ち回りするって。
川上会長	この一次答申についてはそういうことです。それでどうかと諮っているわけです。
葛井委員	そんなおかしい話、わしは納得できないな。なんで審議会せえへんのやろ。なんで持ち回りすんねやろ。それと、まあ仮に自治会としても、自治委員さんがこの大半を占めてるわけやねんけども、その自治委員さんが代わるということもこの４月にあるという状態の中においてね、皆様方の意思が決定しないやろ。
川上会長	もう一回開くということですか。
葛井委員	もう一回開くというのがいつのことかわからんけども、開いていいんじゃないですか、審議会を。
川上会長	はい、審議会をね。

	皆様方どうですか。私は皆様方お忙しいかなと思ひまして一応提案したんですけれどもね。開くということであれば開くと。
葛井委員	3月までに何回も開くのであれば忙しいということにもなるやろうけども、これ、今の話があるんやったらいつまでも開かないんかということにもなるわけやね。次の会をいつしましょうと。
中上委員	3つのことについてだけです。今出た質問の3つの件については、訂正した文書を皆様にお送りしたらいかがですかということですね。
葛井委員	いつまでなんかということや。
榊谷委員	そこを今、決めてくれはると思うんやけど。
川上会長	それは開けというんであれば開きますよ。それは皆様のご意向で。
葛井委員	わからんわけ。1ヶ月以内はしませんよというのはわかるけれども、極端な話。2ヶ月3ヶ月先までいって、まだ開かないというのはわからんということや。答えをいつ出したらいいのか。
榊谷委員	答申案の訂正の件については審議会を開かないと私は理解しましたけど。
中上委員	そうです。そうおっしゃってます。
葛井委員	別にいつになってもかまへんけども。かまへんねけどもね、しかし自治会のほうも近日中でなかったら、メンバー変わるやろということになったときに、わからないやろ、今までの続きがさ。今日の話を、次の回のときにね、同じメンバーが集まっていれば今日の話ができるけども、メンバーが変わった時点で同じ話を言われたってわからないやろとわしは言いたいわけ。
榊谷委員	そこはようわかります。
葛井委員	そやからね、いつまでに答えを出してくれというのがあるんやったらそらわかるわけや。そこがわからないやろ。月2回やんの。どないすんの。次の審議会は。

事務局（中垣）	今年度の一次答申までは今回言ってますように、文言の訂正だけを持ち回りでさせていただく。次の審議会はまた日程を。
葛井委員	それはいつまでに話してくれるの。
事務局（松本）	できれば今年度中に答申案を。
葛井委員	今年度中ね。3月一杯までにというわけやね。せやからそれをいうてくれりゃ3月一杯でというのがわかるけども、ずっと先送りになっていつ答え出んねやわからんわ、審議会はせえへんわ、いうことになったらね。聞きようによっては審議会在がずっと先に伸びていくということを言うてるんじゃないかなと思ってね。
事務局（塩野）	今、一次答申（案）の修正、3点ございました。その3点につきまして、修正をかけさせていただいて、各委員さんに確認をさせていただくという形を、今は考えておりますけども、ここの審議会の開催につきましては、後で日程のご連絡もさせていただこうかと思っております。で、当然今、葛井委員がおっしゃいました、4月になりましたらまた新しい会長に代わられる地区というのものもあるかと思えます。その最終、自治連合会の最終決定はいつも5月ごろに総会か何か開かれて、自治会の各連合会の会長が承認されるような格好になるとお聞きしております。従いまして、その決定を確定させていただきました後、6月以降に次の日程に入っていきたいなと考えております。で、今回はこれまでのご審議、意見聴取、等々がありまして、多様なニーズに対応した収集体制の構築の基本方針の一次答申を今日、ご審議していただきました。その修正を、今のこの各委員さんにご了承願いたいということで、修正案を作りまして、持ち回りで今の委員さんに最終確認していただきまして、それで、一次答申をいただきたいなと。ただし、この審議会はまだまだ来年度も続いていきます。各委員さんも会長さんも代わる場所もありますけれども、その場合はまた今、地区廻らしていただいている形でまたお声掛けしていただいたら、行政の方も説明に行かせていただきたいなと思っております。で、ただ今日はその一次答申（案）を修正させていただいたことについて、この今のメンバーでのご了承願えるかなというところを決めていただけたらなと思えます。審議会はまだまだ来年も行っています。
葛井委員	だからね、この問題についていつ答えを出してくれるのかということよ。

北委員	時期を言っておられます。
事務局（塩野）	今言ったように、3月中には今の修正をさせていただいて、会長さんに確認していただいて、今の委員さんのほうに持ちまわり等で確認していただきます。 そうではなく、3月中に審議会を開いたほうがいいというのであれば、また日程調整が必要になるかと思います。
葛井委員	3月中に持ち回りして、みなさんにご了解いただくというのであれば、そういう意味で。しかし、もしそうじゃなく、4月5月になってくるというのであればね、今の話についても、お預けになっていた話の答えについても、5月に出しますということになってくると。
川上会長	いやそれはもう直ちにですよ、修正は。そんなに日にちを置かない。置かないから持ち回りをするんです。
葛井委員	日にちは置かないんやね。そのことを聞くまで皆様わからないと思うんや。審議会をしないということやったらね、審議会をしないんやったらいつまでしないということを断言してくれたらわかりますよ。日を決めないで、審議会を開かんとしたら、6月7月までせんのかなということになるわけや。
榊谷委員	まあ修正してくれはると。それで持ち回りして、一次答申はまとめという区切りでしょうね。それから先の件については、6月くらいからまたしましょうと。そういう話でしょうか。
事務局（塩野）	そうです。今月中に早々修正をさせていただいて、委員さんのほうに修正案を確認していただいて、それを正式に一次答申として、答申ですので、市長から諮問されておりますのでね、市長の方に答申書を渡すというような形になりますので。
榊谷委員	その確認に私らのところに来てくれるわけやね。これでいいかと。それで答申をするということやね。わかりました。
川上会長	それでは当面の答申の取扱いは、審議会としての答申の確定の手続きについては、ただ今のようなことでよろしゅうございますか。
委員	【異議なし】

川上会長	それではそのように進めます。 ○ 次回審議会の開催日程について 次の今後の審議会の日程等について説明をお願いいたします。 今回の日程につきまして、先ほども述べさせていただきましたけれども、平成28年の6月以降の開催を予定しております。日程等につきましては今の時点ではお示しできませんので、また改めてご案内をさせていただきたいと思っております。先ほども出ましたように、自治連合会の会長のお代わりというのもあるかと思しますので、その辺もしっかり確認させていただいて、当然会長が代わられた場合につきましては、新たに代わられた会長に残期間の委嘱替えをする手続きもございますので、手続き終了後に開催のご案内をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらどうぞ。 【異議なし】 ありがとうございます。それで、先ほどの一次答申につきましては、市長の方から諮問されておりますので、答申を行いたいと思っております。その部分につきまして、どういう形で答申をするかという、会長、副会長さんに代表として、手渡しになるかと思っておりますけれども、そういうような形がよろしいかというのを確認させていただきたいと思っております。 【異議なし】 はい、ありがとうございます。ただいまのような形で進めて参りたいと存じます。 おかげさまで、当初予定していたスケジュールに違ふことなく、予定通りと申しますか、年度内に一次答申をやるんだということで進めて参りましたが、おかげさまで本日のような結果を得ることができました。委員の皆様方の格別のご理解ご協力に、改めて厚くお礼申し上げる次第でございます。 すみません。事務局から、本年度最後の審議会となりますので、会長を始め、各委員の皆様方には大変お忙しい中、審議会にご出席賜りまして、
川上会長	
事務局（塩野）	
川上会長	
委員	
事務局（塩野）	
委員	
川上会長	
事務局（塩野）	

事務局（北嶋）	誠にありがとうございます。ここで、生活環境部長より一言お礼を申し上げます。 生活環境部長の北嶋でございます。閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。 本日、本当にいろんな議論をいただきましてありがとうございます。本日も含め計４回に亘り、精力的にご審議をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。 今、委員よりご意見をいただきまして、川上会長と修正を致しまして、一次答申という形で、市長の方へ取りまとめて答申させていただきたいと思っております。 補足ですが、先般２４日の厚生常任委員会におきまして、今までの経過をご報告させていただいております。なお、答申をいただきまして、また議会の方にもこの内容を報告致したいと思っておりますので、その辺も了承お願い致したいと思っております。 最後になりますが、本年の審議会、任期途中ではございますが、委員の皆様におかれましては、多大なるご尽力を賜りまして、改めまして、御礼申し上げます。本当にありがとうございます。 今後とも本市廃棄物行政、特に廃棄物の在り方について、より一層のご協力、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。
川上会長	○ 閉会宣言 それでは皆様、ご苦労様でございました。まだ、課題はたくさんありますので、審議会の皆様、これからもひとつよろしくお願い致します。 本日はこれもちまして本審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。